

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																			
<p>(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 広域振興局以外の出先機関のうち文化スポーツ部に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第11の2に掲げるとおりとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>室長</td><td>総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、<u>県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</u></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>首席ふるさと振興監</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>首席ILC推進監</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ふるさと振興監</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>競馬改革推進監</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県産米戦略監</td><td>県産米戦略室長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>県産米生産振興監</td><td>県産米戦略室長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>県産米販売推進監</td><td>県産米戦略室長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">機 関</th><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>広域振興局</td><td>盛岡広域振興局長</td><td>副局長（第29条第1項各号及び第2項第1号から第5号に掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲</td><td></td></tr></tbody></table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、 <u>県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</u>		[略]			首席ふるさと振興監	[略]		首席ILC推進監	[略]		[略]			ふるさと振興監	[略]		競馬改革推進監	[略]		県産米戦略監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員		県産米生産振興監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員		県産米販売推進監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員		機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	盛岡広域振興局長	副局長（第29条第1項各号及び第2項第1号から第5号に掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲		<p>(広域振興局以外の出先機関の長委任事項)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>室長</td><td>総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、<u>地方路線対策監、医療企画監、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</u></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>首席ふるさと振興監</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>首席少子化対策監</td><td>首席少子化対策監があらかじめ指定する少子化対策監</td><td></td></tr><tr><td>首席ILC推進監</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>ふるさと振興監</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>地方路線対策監</td><td>交通政策室長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>医療企画監</td><td>医療政策室長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>少子化対策監</td><td>子ども子育て支援室長があらかじめ指定する職員</td><td></td></tr><tr><td>競馬改革推進監</td><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">機 関</th><th rowspan="2">決裁権者</th><th colspan="2">代決権者</th></tr><tr><th>第1順位者</th><th>第2順位者</th></tr></thead><tbody><tr><td>広域振興局</td><td>盛岡広域振興局長</td><td>副局長（第29条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係</td><td></td></tr></tbody></table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、 <u>地方路線対策監、医療企画監、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</u>		[略]			首席ふるさと振興監	[略]		首席少子化対策監	首席少子化対策監があらかじめ指定する少子化対策監		首席ILC推進監	[略]		[略]			ふるさと振興監	[略]		地方路線対策監	交通政策室長があらかじめ指定する職員		医療企画監	医療政策室長があらかじめ指定する職員		少子化対策監	子ども子育て支援室長があらかじめ指定する職員		競馬改革推進監	[略]		機 関	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	広域振興局	盛岡広域振興局長	副局長（第29条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係	
決裁権者		代決権者																																																																																																		
	第1順位者	第2順位者																																																																																																		
[略]																																																																																																				
室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、 <u>県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</u>																																																																																																			
[略]																																																																																																				
首席ふるさと振興監	[略]																																																																																																			
首席ILC推進監	[略]																																																																																																			
[略]																																																																																																				
ふるさと振興監	[略]																																																																																																			
競馬改革推進監	[略]																																																																																																			
県産米戦略監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員																																																																																																			
県産米生産振興監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員																																																																																																			
県産米販売推進監	県産米戦略室長があらかじめ指定する職員																																																																																																			
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																		
		第1順位者	第2順位者																																																																																																	
広域振興局	盛岡広域振興局長	副局長（第29条第1項各号及び第2項第1号から第5号に掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲																																																																																																		
決裁権者	代決権者																																																																																																			
	第1順位者	第2順位者																																																																																																		
[略]																																																																																																				
室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、 <u>地方路線対策監、医療企画監、少子化対策監、競馬改革推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</u>																																																																																																			
[略]																																																																																																				
首席ふるさと振興監	[略]																																																																																																			
首席少子化対策監	首席少子化対策監があらかじめ指定する少子化対策監																																																																																																			
首席ILC推進監	[略]																																																																																																			
[略]																																																																																																				
ふるさと振興監	[略]																																																																																																			
地方路線対策監	交通政策室長があらかじめ指定する職員																																																																																																			
医療企画監	医療政策室長があらかじめ指定する職員																																																																																																			
少子化対策監	子ども子育て支援室長があらかじめ指定する職員																																																																																																			
競馬改革推進監	[略]																																																																																																			
機 関	決裁権者	代決権者																																																																																																		
		第1順位者	第2順位者																																																																																																	
広域振興局	盛岡広域振興局長	副局長（第29条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項並びに別表第1の20の項に掲げる事項に係																																																																																																		

		げる事項に係るものに限る。)	
		[略]	
	県南広域振興局長	[略]	他の副局長であって局長があらかじめ指定する者
	[略]		
[略]			
先端科学技術研究センター	[略]		
平泉世界遺産ガイドンスセンター	所長	所長があらかじめ指定する職員	
食肉衛生検査所	[略]		
[略]			

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画理事、部長、局長及び理事の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事
- (2) 企画理事、部長、局長及び理事の旅行命令及び復命書の受理に関する事
- (3) 企画理事、部長、局長及び理事の休暇その他の服務に関する事
- (4) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事
- (4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事
- (5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、総括課長、所長、総括調査監及び I L C 推進監の服務に関する事
- (6)～(15) [略]

2 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、復興危機管理室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 参事、総括課長及び所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事
- (2) 参事、総括課長及び所長の休暇に関する事
- (3) 参事、総括課長及び所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事
- (4)・(5) [略]

2・3 [略]

4 [略]

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。)

- (1)～(4) [略]
- (5) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事
- (6) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機

		るものに限る。)	
		[略]	
	県南広域振興局長	[略]	他の副局長
	[略]		
[略]			
先端科学技術研究センター	[略]		
食肉衛生検査所	[略]		
[略]			

(副知事の専決事項)

第11条 副知事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 企画理事、部長、局長、理事及び技監の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事
- (2) 企画理事、部長、局長、理事及び技監の旅行命令及び復命書の受理に関する事
- (3) 企画理事、部長、局長、理事及び技監の休暇その他の服務に関する事
- (4) [略]

(部長等共通専決事項)

第12条 本庁の部長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1)・(2) [略]
- (3) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事
- (4) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席ふるさと振興監、首席少子化対策監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の旅行命令及び復命書の受理に関する事
- (5) 副部長、副局長、室長、担当技監、首席調査監、首席 I L C 推進監、部付及び局付の休暇その他の服務並びに参事、技術参事、総括課長、所長、総括調査監及び I L C 推進監の服務に関する事
- (6)～(15) [略]

2 [略]

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、復興危機管理室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 参事、技術参事、総括課長及び所長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事
- (2) 参事、技術参事、総括課長及び所長の休暇に関する事
- (3) 参事、技術参事、総括課長及び所長の旅行命令及び復命書の受理に関する事
- (4)・(5) [略]

2・3 [略]

4 本庁の首席少子化対策監の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 少子化対策監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事
- (2) 少子化対策監の旅行命令及び復命書の受理に関する事
- (3) 少子化対策監の休暇その他の服務に関する事

5 [略]

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあっては、第10号を除く。)

- (1)～(4) [略]
- (5) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、地方路線対策監、医療企画監及び競馬改革推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関する事
- (6) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機

<p>管理監、防災危機管理監、地域企画監、<u>競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監</u>の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(7) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、<u>競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、<u>競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監</u>及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定</u>に関すること。</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>(総務部の部長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条 総務室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>法務・情報公開課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>官報報告及び総務省報告に関すること。</u></p> <p>(5) 情報公開、<u>個人情報保護</u>及び公文書の管理の調整に関すること。</p> <p>2 人事課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給与人事担当課長専決事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 行政経営推進課の分掌事務について、<u>部長、総括課長及び担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>行政情報化に係る施策に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>行政情報化担当課長専決事項</p> <p>(1) <u>行政情報化に係る施策の実施に関すること。</u></p> <p>5～7 [略]</p> <p>(復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条の2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 消防安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>消防担当課長専決事項</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 科学・情報政策室の分掌事務について、<u>室長及び課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>	<p>管理監、防災危機管理監、地域企画監、<u>地方路線対策監、医療企画監及び競馬改革推進監</u>の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(7) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、<u>地方路線対策監、医療企画監及び競馬改革推進監</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(8)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、<u>地方路線対策監、医療企画監、少子化対策監、競馬改革推進監</u>及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定</u>に関すること。</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>(総務部の部長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条 総務室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>法務・情報公開課長専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 情報公開、<u>個人情報の保護等</u>及び公文書の管理の調整に関すること。</p> <p>2 人事課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>給与人事担当課長専決事項</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>職員の高齢者部分休業の承認に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>[略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 行政経営推進課の分掌事務について、<u>部長及び総括課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>総括課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>5～7 [略]</p> <p>(復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第21条の2 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 消防安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>消防保安担当課長専決事項</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 科学・情報政策室の分掌事務について、<u>室長、課長及び担当課長</u>の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>
---	---

デジタル推進課長専決事項

(1) 情報化の推進施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

（文化スポーツ部の部長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

世界遺産課長専決事項

(1) [略]

2 スポーツ振興課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 令和5年特別国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「冬季国体」という。）及び日本スポーツマスターズ2022（以下「マスターズ」という。）の総合的な企画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 冬季国体及びマスターズの総合的な調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) 冬季国体及びマスターズの運営の企画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

生涯スポーツ担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県営運動公園、岩手県立御所湖広域公園の艇庫、岩手県営体育館、岩手県営野球場、岩手県営スケート場、岩手県勤労身体障がい者体育館、岩手県営スキージャンプ場、岩手県営武道館及び岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。

競技スポーツ担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

冬季国体・マスターズ推進課長専決事項

(1) 冬季国体及びマスターズの運営の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物対策担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

資源循環担当課長専決事項

(1) 産業廃棄物処理施設に係る許可等に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) 使用済自動車の解体業及び破砕業に関すること。

4・5 [略]

6 廃棄物特別対策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る処理方針の決定に関すること。

デジタル推進課長専決事項

(1) 情報化の推進施策の実施に関すること（行政情報化担当及び他課等の主管に属するものを除く。）。

行政情報化担当課長専決事項

(1) 行政情報化に係る施策の実施に関すること。

（文化スポーツ部の総括課長及び担当課長の専決事項）

第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

世界遺産担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理に関すること。

2 スポーツ振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

生涯スポーツ担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 岩手県営運動公園、岩手県立御所湖広域公園の艇庫、岩手県営体育館、いわて盛岡ボールパーク、岩手県営スケート場、岩手県勤労身体障がい者体育館、岩手県営スキージャンプ場、岩手県営武道館及び岩手県営屋内温水プールの管理に関すること。

競技スポーツ担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第23条 [略]

2 [略]

3 資源循環推進課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

廃棄物対策担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 産業廃棄物処理施設に係る許可等に関すること。

(6) 使用済自動車の解体業及び破砕業に関すること。

(7) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること。

(8) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備に関すること

資源循環担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

廃棄物施設整備課長専決事項

(1) 新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に関すること。

4・5 [略]

再生・整備課長専決事項

- (1) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る調査追及に関すること。
- (2) 二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策に係る再生・整備に関すること

—

廃棄物施設整備課長専決事項

- (1) 新たな公共関与による廃棄物処理施設の整備に関すること。

7 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

- 2 健康国保課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(12) [略]

医療情報課長専決事項

- (1) 医療情報の活用等に係る施策の実施に関すること。

健康予防担当課長専決事項

- (1)～(8) [略]

[略]

3～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

- (1)～(9) [略]

新産業育成課長専決事項

- (1) 新産業の育成に係る施策の調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

—

- (2) 産業の高度化に係る施策の調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

—

- (3) 産業間連携に係る施策の調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

- (4) 高度技術人材の育成施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

—

- 2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]

- (2) [略]

- (3) [略]

中小企業振興担当課長専決事項

- (1)・(2) [略]

- (3) 中小企業金融に係る施策の実施に関すること。

- (4) 貸金業に関すること。

商業まちづくり担当課長専決事項

- (1) 商業まちづくりに関すること。

3・4 [略]

- 5 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1)～(3) [略]

- (4) [略]

ものづくり産業振興課長専決事項

- (1) ものづくり産業（自動車関連産業を除く。）の振興施策の実施に関すること。

- (2)・(3) [略]

6 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

- 2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1)～(12) [略]

健康予防担当課長専決事項

- (1)～(8) [略]

- (9) 医療情報の活用等に係る施策の実施に関すること。

[略]

3～7 [略]

(商工労働観光部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第25条 商工企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

管理課長専決事項

- (1)～(9) [略]

- 2 経営支援課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) [略]

- (2) 新産業の育成に係る施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

- (3) 産業の高度化に係る施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

- (4) [略]

- (5) [略]

中小企業振興担当課長専決事項

- (1)・(2) [略]

金融・商業振興担当課長専決事項

- (1) 中小企業金融に係る施策の実施に関すること。

- (2) 貸金業に関すること。

- (3) 商業振興に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

3・4 [略]

- 5 ものづくり自動車産業振興室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1)～(3) [略]

- (4) 半導体関連産業の振興施策に関すること。

- (5) [略]

ものづくり産業振興課長専決事項

- (1) ものづくり産業（自動車関連産業及び半導体関連産業を除く。）の振興施策の実施に関すること。

- (2)・(3) [略]

企業立地推進担当課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策の実施に関する事(他課等の主管に属するものを除く。)

(2) [略]

自動車産業振興課長専決事項

(1)・(2) [略]

産業集積推進課長専決事項

(1)～(3) [略]

[略]

6 [略]

(農林水産部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

6次産業化推進担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

流通改善課長専決事項

(1) 農林水産物の流通改善及び消費の宣伝に関する事(県産米戦略室の主管に属するものを除く。)

(2) 農産物の価格安定対策の指導に関する事。

(3) [略]

4～7 [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

水田農業課長専決事項

(1) [略]

(2) 麦及び大豆の生産振興に関する事。

(3)・(4) [略]

[略]

9～13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁港課長専決事項

(1)・(2) [略]

海岸担当課長専決事項

(1) 海岸保全施設(漁港区域に係る部分に限る。)の計画及び整備に関する事。

15 [略]

16 県産米戦略室の分掌事務について、室長及び県産米戦略監の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 水稻の生産振興に係る施策に関する事。

(2) 米の販売推進に係る施策に関する事。

県産米戦略監専決事項

(1) 水稻の生産振興に係る施策の実施に関する事。

(2) 米の販売推進に係る施策の実施に関する事。

企業立地推進担当課長専決事項

(1) 企業誘致の推進施策の実施に関する事(自動車産業振興担当、半導体産業振興担当及び他課等の主管に属するものを除く。)

(2) [略]

自動車産業振興課長専決事項

(1)・(2) [略]

半導体産業振興担当課長専決事項

(1) 半導体関連産業の振興施策の実施に関する事。

(2) 半導体関連企業誘致の推進施策の実施に関する事。

産業集積推進課長専決事項

(1)～(3) [略]

[略]

6 [略]

(農林水産部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2 [略]

3 流通課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

流通企画・県産米課長専決事項

(1) 農林水産物の販路拡大に関する事(6次産業化推進担当の主管に属するものを除く。)

(2) 農林水産物の消費の宣伝に関する事。

(3) 農産物の価格安定対策の指導に関する事。

(4) 米穀の需給見通しに関する事。

6次産業化推進担当課長専決事項

(1)～(3) [略]

流通改善担当課長専決事項

(1) 農林水産物の流通改善に関する事。

(2) [略]

4～7 [略]

8 農産園芸課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

水田農業課長専決事項

(1) [略]

(2) 水稻、麦及び大豆の生産振興に関する事。

(3)・(4) [略]

[略]

9～13 [略]

14 漁港漁村課の分掌事務について、総括課長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

漁港課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 海岸保全施設(漁港区域に係る部分に限る。)の計画及び整備に関する事。

15 [略]

(3) 米の流通改善及び消費の宣伝に関すること。

(4) 米穀の需給見通しに関すること。

17 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

室長専決事項

(1)～(11) [略]

(12) 空港の建設及び改良に関すること。

[略]

用地課長専決事項

(1)～(6) [略]

空港管理課長専決事項

(1) 空港の維持管理に関すること。

2～9 [略]

10 港湾課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 港湾の建設、改良及び維持管理に関すること。

(2) [略]

港湾振興担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

港湾整備担当課長専決事項

(1) 港湾整備事業の推進に関すること。

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 前項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 事務処理組織（組織規則第3章第2節第2款に規定する広域振興局の部等の分掌事務を処理するため、広域振興局長が所管事務を指定の上、組織規則第19条第1項に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。以下同じ。）の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。

(6) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(7) その他前各号に準ずる事項

3 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局長及び県北広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

(2) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。

(3) その他前2号に準ずる事項

(副局長専決事項)

第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者に限る。）にあっては駐在場所を所管する行政センター（宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあっては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。）に係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）にあっては行政センターに係るものを除く。

(1) [略]

16 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 県土整備企画室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

室長専決事項

(1)～(11) [略]

[略]

用地課長専決事項

(1)～(6) [略]

2～9 [略]

10 港湾空港課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 港湾及び空港の建設、改良及び維持管理に関すること。

(2) [略]

港湾振興・管理担当課長専決事項

(1)～(4) [略]

整備担当課長専決事項

(1) 港湾及び空港の整備事業の推進に関すること。

(広域振興局長専決事項)

第29条 [略]

2 前項に定めるもののほか、盛岡広域振興局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(副局長専決事項)

第30条 広域振興局副局長の専決できる事項は、次のとおりとする。ただし、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者に限る。）にあっては駐在場所を所管する行政センター（宮古市に駐在する沿岸広域振興局副局長にあっては、岩泉土木センターを含む。以下同じ。）に係るものに限り、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）にあっては行政センターに係るものを除く。

(1) 事務処理組織（組織規則第3章第2節第2款に規定する広域振興局の部等の分掌事務を処理するため、広域振興局長が所管事務を指定の上、組織規則第19条第1項に規定する室、課及び所に編成する事務処理上の組織体をいう。）の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

(2) [略]

(3) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 事務処理組織の編成及び名称並びに職員の職務処理上の呼称に関すること。

(4) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(5) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

(1)・(2) [略]

(3) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

5 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者に限る。）は、駐在場所を所管する行政センター及び審査指導監に係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

6 [略]

（室長等共通専決事項）

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

(10)～(12) [略]

2・3 [略]

（農林部長等専決事項）

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部は農林部の農林振興センター	
				農政部長又は農林部は農林部の農林振興センター	

(4) [略]

(5) [略]

(6) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

2 [略]

3 第1項に定めるもののほか、県南広域振興局副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(4) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(5) 補助金交付要綱等に関すること（広域振興局の主管に属する事業に係るものに限る。）。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

(1)・(2) [略]

(3) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

5 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者に限る。）は、駐在場所を所管する行政センター及び審査指導監に係る次に掲げる事項を専決することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 保健所運営協議会の委員の任命に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

6 [略]

（室長等共通専決事項）

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局の保健福祉環境部環境衛生課長及び林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関すること。

(10)～(12) [略]

2・3 [略]

（農林部長等専決事項）

第36条 広域振興局の農政部長、林務部長及び農林部長、農政部又は農林部の農林振興センター所長並びに農政部農村整備センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務（同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。）とする。

事務	専決権者				備考
	農政部長	林務部長	農林部長	農政部又は農林部は農林部の農林振興センター	
				農政部長又は農林部は農林部の農林振興センター	

				興セ ンタ ー所 長	長	
[略]						
15	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）の施行に関する導入計画の認定、変更、取消、報告の徴収に関すること。	○		○	○	
[略]						

2～4 [略]

（水産部長等専決事項）

第37条 広域振興局の水産部長及び水産部水産振興センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

事 務	専決権者		備 考
	水産部長	水産部水産振興センター所長	
[略]			
18 [略]	[略]		
19 [略]	[略]		
[略]			

2 [略]

（課長等専決事項）

第39条 広域振興局の課長、特命課長及び出張所長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局の部長、行政センターの所長、部又は行政センターに置く室の長、管理主幹又は沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、県南広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、その他の広域振興局の課長等にあつては広域振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

（1）～（5） [略]

（6） 個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。

（7）～（9） [略]

2 [略]

（広域振興局以外の出先機関の長共通専決事項）

第41条 広域振興局以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）～（9） [略]

（10） 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

（11） [略]

2 [略]

（東京事務所長等専決事項）

第43条 [略]

2 東京事務所総務行政部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

3 東京事務所企業立地観光部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1） 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

（2） 職員の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

（3） 職員の休暇その他の服務（軽易なものに限る。）に関すること。

（4） 軽易な照会、回答、報告等に関すること。

（東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項）

第43条の2 東日本大震災津波伝承館（以下この条において「伝承館」という。）の館長、副

				興セ ンタ ー所 長	長	
[略]						
15	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の施行に関する環境負荷低減事業活動実施計画の認定、変更、取消し及び報告の徴収に関すること。	○	○	○	○	
[略]						

2～4 [略]

（水産部長等専決事項）

第37条 広域振興局の水産部長及び水産部水産振興センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

事 務	専決権者		備 考
	水産部長	水産部水産振興センター所長	
[略]			
18 [略]	[略]		
18の2	<u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に関する環境負荷低減事業活動実施計画の認定、変更、取消し及び報告の徴収に関すること。</u>	○	○
19 [略]	[略]		
[略]			

2 [略]

（課長等専決事項）

第39条 広域振興局の課長、特命課長及び出張所長並びに農業改良普及室長があらかじめ指定する職員（以下「課長等」という。）は、次に掲げる事項のほか、広域振興局の部長、行政センターの所長、部又は行政センターに置く室の長、管理主幹又は沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹が専決できる事項のうち、県南広域振興局の課長等にあつては事務を担当する副局長があらかじめ指定したものを、その他の広域振興局の課長等にあつては広域振興局長があらかじめ指定したものを専決することができる。

（1）～（5） [略]

（6） 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関すること。

（7）～（9） [略]

2 [略]

（広域振興局以外の出先機関の長共通専決事項）

第41条 広域振興局以外の出先機関の長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）～（9） [略]

（10） 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関すること。

（11） [略]

2 [略]

（東京事務所長等専決事項）

第43条 [略]

2 東京事務所の部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

（1）～（3） [略]

（4） 照会、回答、報告等に関すること。

（東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項）

第43条の2 東日本大震災津波伝承館（以下この条において「伝承館」という。）の館長、副

館長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

副館長専決事項

(1)～(4) [略]

課長共通専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(5) その他前各号に準ずる軽易な事項

総務課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

(6)・(7) [略]

2・3 [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第46条 [略]

2 福祉総合相談センターの部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

(10)～(13) [略]

3 [略]

(産業技術短期大学の校長等専決事項)

第49条 産業技術短期大学の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次

のとおりとする。

[略]

副校長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関すること。

事務局長及び教育部長共通専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(5)・(6) [略]

事務局長専決事項

(1) [略]

(2) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に関すること (軽易なものに限る。)。

(3) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること (軽易なものに限る。)。

(4) [略]

(5) [略]

2・3 [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長等

共通専決事項 (第5条、第30条～第32条関係)

事務	専決権者					備考
	副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]						
20 地域経営推進費の事業の採択に関すること (別に定めるものを除く。)	○					沿岸広域振興局副局長(宮古市又は大船渡市に駐在する者に限る。)及び県北広域振興

館長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

副館長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(6) その他前各号に準ずる軽易な事項

課長共通専決事項

(1)～(3) [略]

総務課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関すること。

(6)・(7) [略]

2・3 [略]

(福祉総合相談センター所長等専決事項)

第46条 [略]

2 福祉総合相談センターの部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(8) [略]

(9) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関すること。

(10)～(13) [略]

3 [略]

(産業技術短期大学の校長等専決事項)

第49条 産業技術短期大学の校長、副校長、事務局長及び教育部長の専決できる事項は、次

のとおりとする。

[略]

副校長専決事項

(1)～(4) [略]

事務局長及び教育部長共通専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関すること。

(5)・(6) [略]

事務局長専決事項

(1) [略]

(2) 行政文書の開示の決定及び歴史公文書の利用の決定に関すること。

(3) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定に関すること。

(4) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

2・3 [略]

別表第1 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、部長等及び部に置く室の長等

共通専決事項 (第5条、第30条～第32条関係)

事務	専決権者					備考
	副局長	部長等	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]						
20 地域経営推進費の事業の採択に関すること (別に定めるものを除く。)						

1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）	（ <u>廃棄物特別対策室の所管</u> に係るものを除く。）	
第19条の3（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）	改善命令（ <u>廃棄物特別対策室の所管</u> に係るものを除く。）	[略]
第19条の5第1項（第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項	措置命令（ <u>廃棄物特別対策室の所管</u> に係るものを除く。）	[略]
[略]		

1項（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）	（ <u>二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策</u> に係るものを除く。）	
第19条の3（第17条の2第3項において準用する場合を含む。）	改善命令（ <u>二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策</u> に係るものを除く。）	[略]
第19条の5第1項（第17条の2第3項及び第19条の10第2項において準用する場合を含む。）及び第19条の6第1項	措置命令（ <u>二戸市上斗米地区における産業廃棄物の不法投棄対策</u> に係るものを除く。）	[略]
[略]		

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	
[略]							
43の2	[略]	[略]					

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考	
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長		
[略]								
43の2	[略]	[略]						
43の3	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）の施行に関する事務	第4条第1項 第4条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。） 第4条第3項	指定 意見の聴取	○	○	○	○	1 部長にあっては、農林部長に限る。 2 部に置く室の長にあっては、農村整備室長に限る。 3 センター所長にあっては、花巻農林振興センター所長、一関農林振興センター所長及び二戸農林振興セン

法律第114号)の 施行に関する事務	用する場合を含む。)並びに第13条第1 項、第3項及び第4 項(同条第7項にお いてこれらの規定を 準用する場合を含む 。)			法律第114号)の 施行に関する事務	用する場合を含む。)並びに第13条第1 項、第3項及び第4 項(同条第7項にお いてこれらの規定を 準用する場合を含む 。)		
	<u>第12条第6項</u>	[略]			<u>第12条第8項</u>	[略]	
	第14条第1項、第5 項及び第6項並びに 第14条の2第1項、 <u>第7項及び第8項</u>	[略]			第14条第1項、第5 項及び第6項並びに 第14条の2第1項、 <u>第6項及び第7項</u>	[略]	
	[略]				[略]		
	第26条の3第1項、 <u>第3項並びに第5項 及び第6項(第50条 第2項においてこれ らの規定を準用する 場合を含む。)</u> 、第 26条の4第1項、第 3項並びに第5項及 び第6項(第50条第 3項においてこれら の規定を準用する場 合を含む。)並びに 第50条第1項	[略]			第26条の3第1項及 <u>び第3項(第44条の 3の2第6項及び第 50条の3第6項にお いてこれらの規定を 準用する場合を含む 。)</u> 並びに第5項及 び第6項(第50条第 2項においてこれら の規定を準用する場 合を含む。)、第26 条の4第1項、第3 項並びに第5項及び 第6項(第50条第3 項においてこれらの 規定を準用する場 合を含む。)並びに第 50条第1項	[略]	
	[略]				[略]		
	第44条の3第4項及 び第5項(第50条の 2第4項において準 用する場合を含む。)	[略]			第44条の3第4項及 び第5項(第50条の 2第4項において準 用する場合を含む。)	[略]	
	第51条第1項及び第 52条第1項	[略]			<u>第44条の3の3</u>	医師の届出の受 理	
	[略]				<u>第50条の4</u>	医師の届出の受 理	
	[略]				第51条第1項及び第 52条第1項	[略]	
[略]			[略]				
[略]			[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。